令和８年８月農業委員会定例会議事録

日時	令和８年８月２０日（木）午後１時３０分～午後２時１０分
場所	さぬき市役所３階３０１・３０２
	議事録署名委員の指名について
日程第１	諸報告
日程第２	農地法第３条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１～８号）
日程第３	非農地証明願いについて　（会長提出議案第９～１０号）
日程第４	農地法第４条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１１号）
日程第５	農地法第５条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１２～１５号）
日程第６	農用地利用集積計画の審議について　（会長提出議案第１６号）
日程第７	地域計画変更申出について
日程第８	その他
出席委員	1 永滝雅敏　2 風呂隆文　3 上野壽雄　4 松岡浩二　5 眞田幸隆 6 林　文夫　7 三宅英樹　8 田村　勲　9 藤井　修　10 白川良一 11 樫村浩二　12 十川隆行　14 菰下義浩　15 石川裕士 16 細川和美　17 岩澤佳宣(会長職務代理者)　18 芳竹和政（会長）
欠席委員	13 寒川孝志
事務局	蓮井敏彦事務局長　堀口美穂副主幹　久森健司副主幹　山本泰平主査
農林水産課	－
農地機構	猪熊正農地集積専門員　西渕健一農地集積専門員
傍聴者	なし

議長（会長）	それでは、時間が参りましたので開会したいと思います。 なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願い致します。 さて、本日の出席は１８名中１７名の出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。 では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、３番　上野委員さん、４番　松岡委員さんにお願い致します。 では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。 日程第１　諸報告。事務局より報告をお願いします。
事務局	それでは、別紙Ａ４の資料１ページ、農地法第１８条第６項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、８件受理しています。 報告第１号、第２号は農地機構を介した合意解約になります。報告第１号、貸人、●●●、●●●様、報告第２号、借人、●●●●、●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。 報告第３号、第４号は農地機構を介した合意解約になります。報告第３号、貸人、●●●、●●●様、報告第４号、借人、●●●●、●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。 報告第５号、第６号は農地機構を介した合意解約になります。報告第５号、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、報告第６号、借人、●●●●、●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他２筆です。 報告第７号、第８号は農地機構を介した合意解約になります。報告第７号、貸人、●●●、●●●様、報告第８号、借人、●●●●、●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●他９筆です。 次に、別紙Ａ４の資料２ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、１件受理しています。 報告第１号、貸人、●●●、●●●様、借人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。解約理由は貸人の都合です。 以上となります。
議長（会長）	事務局の報告が終了致しました。 日程第２　農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号から第８号を議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局の説明をお願い致します。
事務局	それでは、農地法第３条申請は、農地などを転用目的以外で所有権を移転する場合などに必要な申請となります。

今月の３条の案件は８件ございまして、面積は１３，２１６㎡、１７筆です。

それでは、個別の案件についてご説明します。議案書１ページを開いてください。

会長提出議案第１号、譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他２筆。台帳地目、田及び畑、現況地目畑、地積は２，１２８㎡です。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は２１，１８１㎡、受人従事数は２人です。資料は１ページになります。

●●●●●●●●の北側に隣接したところに位置しています。申請地の耕作計画としてオリーブを予定しています。

会長提出議案第２号、譲渡人、●●、●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他２筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積は１，５０４㎡です。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は９，０６１．６５㎡、受人従事数は２人です。資料は２ページになります。

●●●●●●●●から南へ約５０ｍに位置しています。申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

会長提出議案第３号、譲渡人、●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は７３１㎡です。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は１，５９８㎡、受人従事数は１人です。資料は３ページになります。

●●●●●から北へ約７００ｍに位置しています。申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

会長提出議案第４号、譲渡人、●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は１３８㎡です。譲渡人の申請事由、労働力不足、譲受人の申請事由、新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は０㎡、受人従事数は１人です。資料は４ページになります。

●●●●●から東へ約２００ｍに位置しています。申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

会長提出議案第５号、譲渡人、●●、●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●他２筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積は２，１５２㎡です。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は１０，３３５㎡、受人従事数は１人です。資料は５ページになります。

●●●●●●●●から南西へ約４００ｍに位置しています。申請地の耕作計画として水稲を予定しています。

会長提出議案第６号、譲渡人、●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●他１筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積は４，０１８㎡です。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は０㎡、受人従事数は２人です。資料は６ページになります。

●●●●●●●●●●●から南西へ約１．５㎞に位置しています。申請地の耕作計画として水稲を予定しています。

会長提出議案第７号、譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●番●他１筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積は２，２４０㎡です。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は５，６００㎡、受人従事数は３人です。資料は７ページから８ページになります。

●●●●●●●●●●●から北西へ約１㎞に位置しています。申請地の耕作計画として水稲を予定しています。

会長提出議案第８号、譲渡人、●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●他１筆。台帳地目、現況地目ともに田及び畑、地積は３０５㎡です。譲渡人の申請事由、労働力不足、譲受人の申請事由、新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は０㎡。受人従事数は２人です。資料は９ページになります。

●●●●●から北西へ約５００ｍに位置しています。申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

風呂隆文委員

すみません。初めてなので、よろしくお願いします。

議案第１号なんですが、８月１８日に推進委員さんと現地確認をしております。現在、オリーブの木が３筆全部植わっています。これはもう地元の●●●さんがちゃんと管理をしておりますので、問題ないかと思います。

議案第２号は現在、雑草が生えていますが、農地のほうにすぐ転用できると思いますので、これも問題ないかと思います。

議案第３号は、現地確認したところ、上に池がありまして、その下の農地なんです。先ほど野菜を作られるという説明でしたが、ちょっと水が湧くのかなというような田んぼなんですけど。大丈夫かなとは思いますけど、それはご本人さん任せでよろしいんですかね。農業委員会としては問題ないと思います。

議案第４号は現在、家庭菜園みたいな形で管理されています。これも全然

問題ないかと思います。
以上です。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林　文夫委員　議案第５号ですけども、１６日の日曜日に推進委員ともに見てまいりました。前農業委員さんが購入するということなんですけども、前の所有者の方が農業をできないような状態になっており、今回、新しく購入する●●さんから話がありまして、今はできないけども、譲受人ご本人さんが、今ある状況を変えていくということを確約もらっておりますので、推進委員とともに、これはもうそのようにしてくれればなというふうに思っておりますので、問題ないと思います。

藤井　修委員　議案第６号ですけども、１５日に見に行きまして、特に問題ないということで報告させていただきます。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

細川和美委員　議案第７号ですけども、８月１６日に全員で見てまいりました。もう既に水稲も植わっていましたし、また、●●さん自体が農業をやられておりますので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
それと議案第８号ですけども、この●●さんの家もそのすぐ北側で、購入されて、その前にある田になっていますので、これについても問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第１号から第８号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、それでは、議案第１号から第８号につきましてお諮りします。議案第１号から第８号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１号から第８号を原案のとおり認めることと致します。
続きまして、日程第３　非農地証明願いについて、会長提出議案第９号から第１０号までを議題とし、一括上程致します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、非農地証明願いとは、現在既に農地として実態がなく、見た目や状況からも農地でないことを農業委員会が証明するものです。 それでは、会長提出議案第９号から第１０号の非農地証明願いについて説明します。 今回の非農地証明案件は２件です。対象農地は３筆で、合計面積は９８５㎡です。 それでは、個別案件についてご説明させていただきます。 会長提出議案第９号、申請人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●他１筆です。台帳地目田、現況地目、原野及び山林で、地積は８７７㎡です。申請理由は、昭和６３年に祖父が亡くなり、その数年前から耕作者がいなくなり、山林化及び原野化したためです。資料は１０ページから１２ページをご覧ください。●●●●●から南へ約１００ｍに位置しております。 会長提出議案第１０号、申請人、●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、宅地、地積は１０８㎡です。申請理由は、耕作のため農業用倉庫の必要が生じ、農業用倉庫を建築したためです。資料は１３ページから１４ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●から南東へ約４００ｍに位置しております。 以上となります。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。 ●●地区代表委員からお願いします。
林　文夫委員	議案第９号ですけども、同じく１６日の日曜日に推進委員ともに確認に行ってまいりましたけども、原野であり山林であると確認しましたので、問題ないと思います。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から説明をお願いします。
樫村浩二委員	議案第１０号でございますが、１８日に１人欠席で６名で現場確認致しました。農業用倉庫が建っていまして、問題ないと思います。 ただ、地区の意見交換会の中で、通常、自分の農地を転用する場合は第４条で申請されるべきではないかというような意見が出まして、今回、なぜ非農地証明になったのかというような疑問が出ましたので、その辺、どうしてこうなったかいうのを。
事務局	農業用倉庫であることから、非農地の申請になりました。
樫村浩二委員	農業用倉庫の場合はこうなるということですかね。

事務局	はい。農業用倉庫で２００㎡未満ということで、第４条申請でなくて非農地の申請ができる案件に当てはまるため、非農地の申請ということです。
樫村浩二委員	分かりました。以上でございます。問題ありません。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第９号から第１０号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第９号から第１０号についてお諮りします。議案第９号から第１０号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第９号から第１０号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、日程第４　農地法第４条に基づく申請審議について、会長提出議案第１１号を議題とし、上程致します。 それでは、事務局、説明をお願いします。
事務局	農地法第４条に基づく申請審議についてご説明します。 これは農地の所有者が農地を農地以外の用途に変更する、いわゆる農地転用について審査をするものになります。 今月の４条の案件は１件ございまして、面積にして５５１㎡、１筆です。議案書４ページからでございます。 会長提出議案第１１号についてご説明します。申請人、●、●●●●様、申請地、●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目、宅地、地積５５１㎡。転用目的、宅地拡張。工事着完予定年月日、昭和５０年４月１日から昭和５０年１０月２５日。農地区分、第２種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は１５から１６ページで、位置図を１５ページに掲載しています。 申請地は、●●●●●●●●の南西約４５０ｍに位置しております。申請者は昭和５０年頃から、亡父が畜舎や農業用機械・器具等の物置を必要とし、宅地を拡張して利用していたものであり、転用許可を受けずに造成しておりました。このたび無断転用を解消するため転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。 以上です。

議長（会長）	事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。
藤井　修委員	議案第１１号ですが、１５日にみんなで見に行きました。もうかなり建物等も古いんですけども、これはもう無断転用いうことでもう致し方ないということでした。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第１１号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第１１号につきましてお諮りします。議案第１１号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、第１１号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第５　農地法第５条に基づく申請審議について、会長提出議案第１２号から第１５号までを議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局、説明をお願い致します。
事務局	農地法第５条に基づく申請審議についてご説明します。 これは、農地の所有者とは別の者が農地を農地以外の用途に変更し、所有権移転や貸借権を設定することについて、審査をするものになります。 今月の５条の案件は４件ございまして、面積にして９、４３８㎡、１５筆です。議案書５ページからでございます。 会長提出議案第１２号についてご説明します。譲渡人、●、●●●●様、●、●●●様、●、●●●●様、●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●他５筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積６，２０７㎡。転用目的、工場用地。工事着完予定年月日、令和９年１月１０日から令和１１年３月３１日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。本年６月に農振除外の審議をした申請案件です。資料は１７から２０ページで、位置図を１７ページに掲載しています。 申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●の南東約７００ｍに位置しております。譲受人は鋳物製品の製造販売を展開している事業者で、建設機械や産業用ロボットなどを製造する企業に対して、その部品を鋳造、生産し、供給しております。今回、部品の製造から組立てまで一貫した生産体制を構築するため、既存の工場とは別に、新たに機械加工及び組立てを行う工場２棟の建設を計画することとなりました。駐車場は３２台分を予定しており、

会社７台、来客者５台、新規雇用予定の従業員２０台を想定しています。本申請地は県道に面しており、高速自動車道の出入口にも近く、また、既存の工場から約４００ｍの距離に位置しており、利便性が高いことから選定し、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第１３号についてご説明します。譲渡人、●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●他３筆、台帳地目畑、現況地目、雑種地、地積１，６５９㎡。転用目的、蓄電設備用地。工事着完予定年月日、令和９年２月１日から令和９年８月３１日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。無断転用是正を兼ねた申請案件です。資料は２１から２２ページで、位置図を２１ページに掲載しています。

申請地は●●●●●の北西約８００ｍに位置しております。譲受人は太陽光発電や蓄電池設備の設置及び運営を行う事業者であり、今回、系統用蓄電池の設置を計画しています。

ここからは、配布の住民説明会用の資料を参照しながらご説明させていただきます。

系統用蓄電池の説明になります。資料１０ページをご覧ください。

電力需要が少ない昼の時間帯に生産された余剰電力を蓄電し、需要が高まる夜の時間帯に放電し、電力需給の平準化を図るものです。資料の折れ線グラフが電力会社への卸売価格となっており、昼間は安く、夜が高くなることから収益が得られる仕組みとなっております。

続いて、資料１４から１５ページをご覧ください。１４ページは土地利用計画図と同じ内容になります。蓄電機能を有したコンテナを１台と制御機能を有したコンテナ１台を連結して設置します。

こちらの図面はもう１枚のＡ３の建物平面図・立面図を参考にしてください。設置予定のコンテナの敷地の周囲は網のフェンスで囲う予定であり、また、道路からの景観の観点から、北側の農道沿いに新たに植樹を行う予定であります。

資料、１８から１９ページをご覧ください。蓄電池から発生する騒音についてですが、主な騒音として、夏場に冷却するためコンテナの上部から発生する空調の騒音が最も大きく、６０から６５デシベルとなっており、これは１９ページに記載のあるとおり、普通の会話ほどの音となっております。こちらは香川県が定める「騒音に係る環境基準」を満たすものとなっており、また、隣接する個別住居等の屋内へ透過する騒音も基準内に収まることとなっております。

続いて、資料３１ページをご覧ください。緊急対応時の連絡体制は資料のとおりとなっております。近隣の住民や敷地に設置するフェンスに緊急連絡先を掲示し、周知する予定となっております。

住民説明会用の資料の説明は以上となります。

なお、これらの住民への説明についてですが、５月２９日に自治会長に説

明に行っております。その際、「事業規模や事業内容などから説明会までは不要であるが、隣接する居住者に対しては個別の説明が必要である」との回答があったため、その対象者には資料を基に説明を行っております。

また、議案書資料に戻りまして、備考欄に記載の無断転用の是正についてですが、申請地は、当時の所有者であった譲渡人の亡夫が知人の企業への貸資材置場を計画し、転用許可を受けずに造成していたもので、無断転用の是正も兼ねた申請となっております。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ており、無断転用に関する始末書も添付されています。

続きまして、会長提出議案第１４号についてご説明します。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●番●他１筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積１，０５５㎡。転用目的、農業用作業場兼駐車場。工事着完予定年月日、令和８年１０月１日から令和９年１月２０日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。本年６月に農振用途区分変更の審議をした申請案件です。資料は２３から２４ページで、位置図を２３ページに掲載しています。

申請地は●●●●●●●●●の南約３００ｍに位置しております。譲受人は青果物の生産及び販売を行う事業者で、主にイチゴの栽培を行っております。このたび事業拡大を計画しており、申請地周辺でイチゴの栽培を増やすに当たり農業用の作業場及び駐車場用地が必要となり、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第１５号についてご説明します。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他２筆、台帳地目、畑及び田、現況地目畑、地積５１７㎡。転用目的、事業所拡張用地。工事着完予定年月日、令和８年１０月１５日から令和９年３月３１日。権利、賃借権設定、農地区分、第２種農地。本年６月に農振除外の審議をした申請案件です。資料は２５から２７ページで、位置図を２５ページに掲載しています。

申請地は●●●●●●●南東約８００ｍに位置しております。譲受人は、し尿のくみ取りや収集及び処理、また、浄化槽の清掃業務などを請け負っており、近年、業務量が増加し事業用地が手狭となっていることから、本申請地に事務所を増築し駐車場の増設をしたく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）　事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

藤井　修委員　これは一度、農振除外の分で１回見たところです。特に問題ないです。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

細川和美委員	議案第１３号ですけども、これについては、事務局の説明があったと思いますけども、宅地も合わせて結構広い土地になります。住民のほうへの説明会も済んでいるということで、仕方ないんじゃないかなと。ただ、蓄電池というのが初めてやられる。私も農業委員会へ来て、初めての案件なので、今後どうなるかなという、ちょっと危惧を抱いておりますけれども、一応、問題ないかなと。以上です。 それと、議案第１４号ですけども、これは６月に農振除外の分で見に行ったところで、この辺りの●●さんの物件については、イチゴのハウスとかが建っている隣の農地ですので、今回のこれは止むを得んかなと思います。 それと、議案第１５号ですけども、これも６月に農振除外の分で見に行ったところですけども、今回、また見に行きましたけども、その北側のほうの半分程度はもう草も抜いて、整地されていました。ただ、残りの半分は草が生えた状態です。これについては問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第１２号から第１５号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、それでは、議案第１２号から第１５号につきましてお諮りします。議案第１２号から第１５号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１２号から第１５号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第６　農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第１６号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号１６番から２２番が●●委員の除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、まず、これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定に基づき、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める際、あらかじめ市の農業委員会へ意見聴取をするために行うものです。 会長提出議案第１６号についてご説明いたします。議案書７ページから９ページをご覧ください。 農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた４７件についてご説明いたします。

貸付先は、個人３２件、法人１５件となっております。設定する権利の種類は、使用貸借権４４件、賃借権３件で、賃借権３件の内訳は、３，０００円が３件となります。期間は、５年が７件、６年が８件、１０年が３２件となっております。

利用内容については、水稲、麦、露地野菜、飼料用作物、ソバとなっております。地域計画の区域については、●●地区１件、●●地区５件、●●地区２件、●●地区１件、●●地区８件、●●地区１０件、●●地区５件、●●地区１５件となっております。

以上です。

議長（会長）　説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本議案につきましては件数が多く、時間もかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、それでは、議案書の整理番号１６番から２２番を除く議案第１６号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、整理番号１６番から２２番を除く議案第１６号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係議案である議案書の整理番号１６番から２２番の審議に入ります。

それでは、●●委員さんの退席を求めます。

（松岡委員　退席）

議長（会長）　では、事務局から説明をお願いします。

事務局　会長提出議案第１６号についての委員さんの案件は７件で、権利の種類は使用貸借権が７件となります。期間は１０年が７件となっております。利用内容については、水稲、麦、露地野菜となっております。地域計画の区域は、●●地区７件となっております。

以上です。

議長（会長）　説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 （●●委員　着席）
議長（会長）	続いて、日程第７　地域計画変更申出について、農業経営基盤促進法に基づき農業委員会等への意見聴取を実施することとなっています。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	地域計画変更申出についてご説明させていただきます。 これは、農業経営基盤強化促進法に基づき策定された本市の地域計画に位置付けられている農地に関して、毎月、農地転用の申請により地目の変更が見込まれる農地は地域計画からの除外・変更の申出を受け付けることとなっており、本定例会において委員の皆さんに意見照会をさせていただいているものになります。 今回、意見照会をさせていただいた案件は２か月後以降に転用申請が行われる予定ですので、よろしくお願いします。 今月の地域計画の変更申出は１件です。 申出番号１、資料１ページをご覧ください。申請人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●、地積２７３㎡。転用目的、宅地拡張。無断転用是正の案件で、申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。 以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終了致しました。日程第７　地域計画変更申出について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、日程第７　地域計画変更申出についてお諮りします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、日程第７　地域計画変更申出について原案のとおり認めることと致します。 続いて、日程第８　その他です。事務局から何かありましたら報告をお願

	いします。
事務局	来月の定例会ですけども、９月１８日金曜日１時半から、ここで行います。よろしくお願いします。 以上です。
議長（会長）	農地集積専門員から何かございますか。
農地機構	ございません。
議長（会長）	以上をもちまして、令和８年８月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。 （　２時１０分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）
・農地法第３条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・地域計画変更申出について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　３番

署名委員　　４番